

【憲法】

問題 次の文を読み、設問に答えなさい。

A県の県立B高等学校（以下「B高校」という。）では、1990年4月創立以来、慣行として、男子生徒の髪形は丸刈とされてきた。しかし、2007年頃から、丸刈という慣行を無視して長髪にする生徒が散見されるようになった。そして、2008年2月には、長髪にしていた2名の生徒が、集団暴走行為で逮捕されるという事件が起きた。

2008年4月にB高校校長として着任したCは、学校教育の守備範囲を教科活動の面だけに限定することなく、服装や髪形といった風俗にかかわる指導を含む広義の生徒指導も必要である、と考えていた。そのような考えは、高校生でも他者志向型の傾向が強く、同輩集団の影響を受けやすいので、集団の質を高め、維持するため形式的な面での生活指導が不可欠である、というC自身の認識に基づいている。そこで、Cは、男子生徒の髪形について、卒業生、PTA、そして地域住民から支持されてきている慣行を明文化する必要がある、と考えた。B高校は、2008年12月の職員会議で、2009年4月から男子生徒の頭髪について「一センチメートル以下の長さ（丸刈）とし、長髪を禁止する」と定める服装規定（本件校則）を制定し、公布した。なお、A県には県立高校が10校あるが、校則で「丸刈、長髪禁止」を定めるのはB高校が初めてであった。

B高校は、2009年1月に、2009年度新入学予定者の保護者に、本件校則を記載した「高校入学にあたってのお願い」と題する文書を配布した。そして、2009年度入学式において、新入生に対し、本件校則を含めた2009年度服装規定を記載した「新入生のための学校案内」と題する文書を配布した。

B高校が生徒の頭髪を「丸刈」と定める理由は、以下のとおりである。

非行化は髪形と服装の特異化という形で最も顕著に現われるので、非行化を早期に発見し防止するためには、この特異化をできるだけ早く発見する必要がある。そのために、男子生徒に一律に高校生として望ましい頭髪を保たせる必要がある。しかし、「高校生として望ましい」というだけでは基準が曖昧であり、適切な指導が期待できない。そこで、明確な一定の基準を設ける必要がある。基準として定めた丸刈は、生徒の保護者や地域の人にB高校男子生徒は質実剛健である、という印象を与え、生徒の保護者とばかりでなく、地域の人との人間関係を円滑にする。また、丸刈は、衛生面で清潔である上、スポーツに

も都合が良い。他方、長髪を認めると、髪形に気をとられすぎて朝の手入れに時間がかかり遅刻が増えたり、授業中にも櫛を使い学習に対する注意が散漫になったり、整髪料等の使用によって教室内に異臭が漂うようになる、といった好ましくない事態が予想される。

Dは、2009年4月にB高校に入学した。Dの頭髪は、中学生（Dが在籍した中学校では、「丸刈」規定はなかった。）のときから3cm程度の長さであったが、B高校に入学してもそのままであった。B高校側は、D本人に対してばかりでなく、Dの保護者とも話し合いを続けてきたが、Dが丸刈にすることはなかった。C校長は、いずれも職員会議での協議を経て、2010年3月と2011年3月に、Dを訓告処分（生徒の校則違反の責任を確認し、将来を戒めるために行う処分。）に処した。しかし、学校側はDに対して訓告以上の処分をすることはなかったので、Dは2012年3月にB高校を卒業した。

Dは、卒業はできたが、訓告処分を受けたことに強い不満をもっている。

※ なお、解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2の順番で、かつ、「設問1」、「設問2」と見出しをつけて記入しなさい。

設問1 あなたがDの相談を受けた弁護士である場合、どのような訴訟を提起するか。そして、その訴訟において、あなたが訴訟代理人として行う憲法上の主張を述べなさい。

設問2 原告の主張に対して想定される被告の反論を書き、両者の対立点を明確にした上で、あなた自身の見解を述べなさい。

【参考資料】

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第26条第1項

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

同第26条第2項

懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。